

令和8年度

川口市商店改修事業補助金のご案内



申請受付：令和8年4月1日（水）～

お問合せ：川口市役所 産業振興課 商業観光係

TEL 048-259-9018（商業観光係直通）

FAX 048-258-1161

令和8年度 川口市商店改修事業補助金のご案内

市内で店舗を営む方が、店舗の集客力や買物環境の向上を目的とした店舗の改修工事を行う際に補助金を交付します。

〇制度の概要

下表①～③の項目については、各要件すべてに当てはまる必要があります。

項目	内 容
①対象者	(1)川口市に住民登録のある個人又は、法人市民税に関する届出のある法人であること。 (2)納期の到来した市税（法人であって、その代表者が本市において住民基本台帳に記録されている場合にあつては、当該者の市税を含む）を完納していること。 (3)暴力団関係者でないこと。
②対象店舗	(1)別表1に定める小売業・飲食業・生活関連サービス業などを主として営む店舗で、常時看板を掲出し不特定多数の来客があること。 (2)店舗の床面積の合計が、200㎡未満であること。 (3)1万㎡以上の大規模小売店舗内のテナント物件ではないこと。 <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="font-size: 2em; margin-right: 5px;">[</div> <div style="margin-right: 5px;">1万㎡以上の大型店：イオンモール川口前川、アリオ川口、ミエルかわぐち、</div> <div style="margin-right: 5px;">]</div> </div> <div style="margin-left: 20px;"> ララガーデン川口、イオンモール川口 </div> (4)5年以上の営業実績があること。 (5)通常、1週間当たり5日以上営業を行っていること。 (6)「風俗営業」、「性風俗関連特殊営業」及び「特定遊興飲食店営業」ではないこと。 (7)社会通念上公序良俗に反する事業を行っていないこと。 (8)宗教活動や政治活動を主とする事業を行っていないこと。
③対象事業	(1)20万円以上（消費税を除く）の工事であること。 (2)市内に本社がある法人又は、市内に住所がある個人に請け負わせた工事であること。 (3)国、県及び市の他の補助金を利用する工事でないこと。
④対象経費	対象とする経費は、別表2の工事費用とする。（消費税を除く）
⑤補助金額	◆補助率 補助対象経費の30%以内（1,000円未満切り捨て） ◆補助上限額 1店舗50万円
⑥経営診断	補助金交付申請後、川口商工会議所において経営診断を受け、実績報告時に経営診断シートを提出すること。

※本補助金は課税対象となります。詳しくは税務署にご確認ください。

○交付申請書の提出について

工事の契約の14日前まで。※既に着手した工事は受付できません。

- 申請受付開始日 令和8年4月1日（水）～
- 申込みは先着順です。予算額に達した場合、申請の受付を終了させていただきます。
- 受付時間 午前9時～午後4時30分（土・日・祝・年末年始をのぞく）
- 受付場所 第一本庁舎5階 産業振興課
- 同一事業者による申請は、1年度1回とします。

※交付申請書は、郵送で提出することはできません。

- 申請書類については、第一本庁舎5階産業振興課で配布している他、市ホームページでも確認できます。



交付申請書提出書類

◆必ず提出するもの

- ①川口市商店改修事業補助金交付申請書（様式第1号、別紙1～3号）
- ②改修工事の見積書の写し
 - 工事内容及び消費税を除いた合計金額の記載のあるもの
 - 有効期限内のもの
- ③着工前の現場写真
 - 店舗の外観写真
 - 改修工事箇所のすべての写真
- ④店舗位置図（住宅地図等で店舗の場所が分かるもの）
- ⑤口座振替依頼書（様式第9号）
 - 「通帳の表紙のコピー」と、「通帳表紙裏ページのコピー」を添付してください

◆貸借している店舗の場合

- ①店舗改修工事同意書（様式第11号）
- ②賃貸契約書の写し

◆本人以外が申請手続等を代行する場合

- ①委任状（様式第10号）

◆同一商店街内の商店街加盟店舗が、商店街代表者の推薦を受け2店舗以上同時に申請し補助上限額を上げる場合

- ①商店改修事業推薦書（様式第12号）

◆改修工事に伴い新たに行う事業が許認可を必要とする場合

- ①許認可証等の写し

○実績報告書の提出について

工事完了後30日以内又は、補助金の交付の決定通知を受けた日の属する年度の3月末日のいずれか早い日まで。

・提出方法

窓口に提出する場合 第一本庁舎5階 産業振興課

郵送の場合の送付先 〒332-8601 川口市青木2-1-1
川口市役所 産業振興課 商業観光係あて

実績報告書提出書類

<p>◆必ず提出するもの</p> <p>①川口市商店改修事業補助金実績報告書（様式第5号、別紙1）</p> <p>②改修工事の契約書の写し</p> <ul style="list-style-type: none">・ 契約日、契約者双方の名義、工事内容、工事金額の記載があるもの・ 印紙を添付したもの <p>③申請者名義の工事費領収書の写し</p> <ul style="list-style-type: none">・ 消費税額が記載されたもの・ 印紙を添付したもの <p>④完了後の現場写真</p> <ul style="list-style-type: none">・ 着手前の現場写真に対応する改修工事箇所のすべての写真 <p>⑤経営診断シート（様式第8号）</p> <ul style="list-style-type: none">・ 川口商工会議所において経営診断を受けて確認を受けたもの
<p>◆交付決定後に工事金額や工事内容に変更があった場合</p> <p>①変更後の見積書の写し</p>
<p>◆建築確認申請が必要な工事があった場合</p> <p>①検査済証明書の写し</p>
<p>◆申請後の書類審査で指摘があった場合</p> <p>①指摘された関係書類</p>